

千歳市営牧場・育成畜舎

管理業務仕様書

千歳市産業振興部農業振興課

目 次

- 第 1 目的
- 第 2 管理運営に関する基本的な考え方
- 第 3 施設の概要
- 第 4 指定管理期間
- 第 5 業務の範囲に関する事項
- 第 6 管理基準に関する事項
- 第 7 運営基準に関する事項
- 第 8 業務体制の基準に関する事項
- 第 9 管理に要する経費等について
- 第10 備品等の貸与に関する事項
- 第11 立入検査
- 第12 法令等の遵守
- 第13 指定期間満了後の引継ぎに関する事項
- 第14 その他
- 第15 参考資料
 - 別紙 1 千歳市営牧場・育成畜舎管理事業業務【牛管理】
 - 別紙 2 千歳市営牧場・育成畜舎管理事業業務【牧草地・施設管理等】
 - 別紙 3 千歳市営牧場・育成畜舎管理事業業務【日常業務】
 - 別紙 4 電力契約及び使用実績
 - 別紙 5 千歳市備品台帳
- 第 16 別添資料
 - 千歳市営牧場の概要

千歳市営牧場・育成畜舎管理業務仕様書

第1 目的

本仕様書は、千歳市営牧場及び育成畜舎の管理運営について、指定管理者が行う業務の範囲及び内容等を定めることを目的とする。

第2 管理運営に関する基本的な考え方

千歳市営牧場は、公共牧場として昭和38年に開場して以来、牛の預託を受けてから搾乳期までの育成を担い、地域酪農家の負担の軽減を図ることにより、千歳市における酪農業の健全な発展と振興に寄与してきた。

管理運営に関しては、今後も公共牧場としての役割を担い、市営牧場を利用する酪農家が安心して牛を預託できる管理運営体制の充実を推進していくことを基本とするとともに、次の点に留意するものとする。

- (1) 千歳市営牧場に入牧する牛の健全な育成を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭に置いて、公平な運営を行うこと。
- (3) 利用者の意見・要望を管理運営に反映させ、利便性・満足度を高めること。
- (4) 日常の安全点検を励行し、事件・事故の防止対策に努めること。
- (5) 効率的な施設の管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (6) 施設設備及び農業機械等の維持管理を適切に行うこと。
- (7) ごみの削減、省エネルギー、家畜排せつ物の適正処理等について、環境負荷に配慮した運営を行うこと。

第3 施設の概要

(1) 施設名称

千歳市営牧場・育成畜舎

(2) 所在地

千歳市駒里1032番地の1ほか

(3) 施設規模・内容

ア 牧場面積：220ha

平成27年度の内訳：放牧地135ha、採草地(更新草地含む)57ha、飼育畑20ha、管理用地3ha、雑種地5ha

イ 建物：育成畜舎1棟(1,349㎡)、衛生舎1棟(94㎡)、看視舎1棟(55㎡)、管理人住宅1棟(86㎡)、機械格納庫1棟(499㎡)、避陰舎3棟(162㎡/棟)、乾燥収納庫4棟(194.4㎡/棟)、堆肥盤1ヶ所(1,000㎡)、共進会管理棟1棟(87㎡)、ハーベストサイロ1基(有効容積839㎡)

(4) 沿革等

別添「千歳市営牧場の概要」のとおり。

第4 指定管理期間

指定期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

第5 業務の範囲に関する事項

(1) 指定管理者が行う事業業務

ア 預託牛等の管理業務

(ア) 千歳市営牧場及び育成畜舎利用に係る業務

入牧・退牧業務

牛の入牧・退牧予定数調査、受入牛の健康状態の事前確認等について、関係者と密に連絡をとり適切に実施すること。

受付業務

施設利用の承認、利用の取消し、利用料金の徴収等を適切に行うこと。

なお、施設利用の承認に当たっては、牛が家畜共済保険に加入していることを確認すること。

(イ) 放牧・育成畜舎看視業務

事故、疾病、脱柵等の未然防止及び早期発見のため、個体観察、牧場施設の定期巡視を行うこと。また、異常を発見した場合は適切な措置をとること。

(ウ) 健康管理及び授精に付帯する一切の業務

計画的な飼料管理及び給餌を行い、牛の健康管理に努めること。

衛生管理、疾病・防疫対策を適切に行うこと。

妊娠鑑定、繁殖検査を適宜実施すること。

(エ) 草地・飼料畑の生産管理業務

放牧地、採草地及び飼料畑の肥料散布、刈取り、掃除刈り、有害植物及び害虫の除去等を適切に行うこと。

(オ) 牧区の移動業務

草生状況に応じて牧区の移動を行い、効率的かつ効果的な放牧を行うこと。

(カ) その他牛預託期間中に係る一切の業務

イ 施設の運営管理業務

(ア) 施設設備及び農業機械等の維持管理業務

施設設備及び千歳市が貸与する農業機械等について、適切な使用、保守管理及び補修整備に努めること。

(イ) 修繕等業務

管理施設の修繕及び農業機械等の補修整備に当たっては、1件につき500千円（消費税及び地方消費税を含まない。）未満のものについては、千歳市の承認を受けて、指定管理者の費用と責任において実施し、原則として、1件につき500千円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上のものについては、千歳市の費用と責任において実施するものとする。

ただし、千歳市が行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものとする。

千歳市は、指定管理料上限額の修繕費として過去3年間の修繕費の平均額である2,906千円/年(14,530千円/5年)(いずれも消費税及び地方消費税を含まない。)を積算している。

指定管理者は修繕費の提案に当たり、市の積算を踏まえ、適切な費用を見込むこと。また、修繕等の実施に当たっては、施設設備等の長寿命化を図る観点から、計画的に指定管理者の費用と責任において実施することとし、やむを得ず提案額の範囲を上回る場合は、千歳市と協議の上、適宜対応するものとする。

修繕等により生じた更新施設等は、すべて千歳市に帰属するものとする。

預託牛等及び施設管理に係る業務の概要は、別紙1(牛管理)、別紙2(牧草地・施設管理等)、別紙3(日常業務)のとおり。

ウ 独自事業

指定管理者は、預託酪農家へのサービス向上に繋がると判断される場合は、千歳市の承認を得て、自らの負担で施設改修等独自事業を行うことができる。

ただし、指定管理者の指定期間満了時には、原則として現状に復するものとするが、千歳市との協議により、千歳市に帰属することができるものとする。

エ 管理業務のうち、第三者に委託することを認める業務

- (ア) 預託牛の医療管理及び定期検診に関する業務
- (イ) 施設内の清掃業務
- (ウ) 施設の浄化槽の清掃及び維持管理業務
- (エ) 消防設備及び電気設備の維持管理及び点検業務
- (オ) 施設の防犯及び警備業務
- (カ) 塵芥収集運搬業務
- (キ) その他市が必要と認める業務

(2) 千歳市が行う事業業務

ア 行政財産の目的外使用に係る事務

行政財産の目的外使用許可については、指定管理者の業務の範囲外となるため、千歳市が行う。

イ 修繕等業務

改修計画又は協議の結果等に基づき行う大規模修繕等。

第6 管理基準に関する事項

(1) 預託牛の受入期間

- ア 放牧 毎年5月15日から10月15日まで
- イ 育成畜舎 毎年10月16日から翌年5月14日まで

(2) 放牧及び育成畜舎看視業務について

- ア 頭数の確認を適宜行い、事故や脱柵等の早期発見に努めること。
- イ 定期巡視を1日適数回行い、異常牛の早期発見に努めること。

ウ 個体の確認により、健康状態の確認や発情の発見を行うこと。また、異常については適切な処置をとること。

エ 牧柵に要補修箇所を発見したときは、ただちに補修すること。

オ 給水施設の水量の点検及び水槽の清掃を適宜行うこと。

カ 疾病牛は適切な方法により隔離し、疾病牛の保定後に獣医師等の治療を施すこと。

キ 人工授精は、発情牛を捕獲し獣医師により行うこと。

(3) 家畜衛生について

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準を遵守し、家畜伝染病の予防に努めること。

(4) 危機管理

ア 自然災害、人為災害、事故及び家畜伝染病が発生した場合の対応など、あらゆる緊急事態及び非常事態に備え、危機管理体制を築くとともに、危機管理マニュアルを作成し、全職員に周知徹底すること。

イ 指定管理者は、指定管理者の過失等により千歳市又は第三者に損害を与えたときの賠償責任に対処するため、必要に応じて施設及び第三者に係る適切な賠償責任保険に加入すること。

(5) 入場の拒否等

指定管理者は、施設の管理上適当でないと認める者に対し、施設への入場を拒否し、又は施設からの退場を命ずることができる。

第7 運営基準に関する事項

(1) 事業計画（年次計画）

ア 指定管理者は、毎年度、千歳市が指定する日までに、翌年度分の事業計画書を提出し、千歳市の確認を得なければならない。

(2) 事業報告（年次報告）

指定管理者は、千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定により、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、毎年度終了後30日以内に千歳市に提出しなければならない。

ア 管理業務の実施状況

イ 管理施設の年間利用状況

ウ 利用料金の年間収入実績及び管理経費の収支状況

エ その他市が必要と認める事項

(3) 定期報告（月例報告）

指定管理者は、毎月10日まで（ただし、ウについては20日まで）に前月の次の各号に掲げる事項を記載した月例報告書を千歳市に提出しなければならない。

ア 管理業務内容を記した業務日誌

イ 管理施設の月間利用状況

ウ 利用料金の月間収入実績

エ その他市が必要と認める事項

(4) 個人情報の取扱いに関する事項

個人情報とは、特定の個人を識別することのできる情報で、氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、写真などのほか、財産、病歴等を組み合わせることで個人を特定できる情報を含むものであり、指定管理を通じて取得したこれらの情報の取扱いについては、次の事項を遵守しなければならない。

ア 指定管理者は、千歳市個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

イ 指定管理者及び指定管理業務に従事する者は、当該業務の実施に関して保有する情報及び当該業務の実施によって知り得た個人情報について、外部へ漏らし又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了又は指定を取り消された後においても同様とする。

(5) 情報公開

指定管理者の業務は千歳市情報公開条例の適用を受けることから、指定管理者の職員が職務上作成し又は取得した文書など、指定管理者が管理している情報については、公開に必要な措置を講じること。

また、公開請求があった場合は、速やかに応じること。

(6) 千歳市環境マネジメントシステムの遵守

千歳市は環境マネジメントシステムを構築し、職員一人ひとりが環境配慮活動により、自然環境の保全と環境汚染の未然防止に努めており、千歳市営牧場・育成畜舎においてもこれに準じた行動をとらなければならない。

(7) モニタリング

指定管理者は、「千歳市指定管理者モニタリング指針」に定める利用者アンケート調査等（千歳市営牧場利用者協議会の意見・要望等の聴取を含む。）指定管理者が行う事項を実施するとともに、千歳市が行う評価に協力しなければならない。

また、評価結果に基づき改善指導勧告等があった場合もこれに従わなければならない。

第8 業務体制の基準に関する事項

施設の安全かつ効率的な管理運営を図るため、次のとおり従事者（職員）を配置すること。

(1) 職員配置等

ア 業務に支障の生じない人員を配置すること。

イ 管理者として指定管理業務全体の統括に専従する者（責任者）を配置し、千歳市及び関係機関との連絡・調整等を行うこと。

ウ 従事者は、可能なかぎり実務経験者を配置すること。

エ 従事者は原則直接雇用とし、常用雇用者は保険・年金に加入すること。

オ 事業運営を円滑に図るため、安定的な人員体制を継続すること。

【参考】市直営時の職員体制

- ・千歳市正職員 1名
- ・通年臨時職員 4名
- ・期間臨時職員 1名

(2) 管理運営に必要とする資格等

管理運営上必要な資格・免許等は次のとおりである。ただし、アについては業務の委託によって対応する場合はこの限りではない。

ア 消防用設備等点検資格者（消防法） 1名以上

イ 大型特殊免許（道路交通法） 1名以上

第9 管理に要する経費等について

(1) 事務費等

指定管理者の予算内で執行すること。

(2) 管理費

電気、ガス、水道、電話、放送受信料などの公共料金については指定管理者が名義変更を行い、名義変更等に係る費用については、指定管理者が負担すること。

(3) 電気料金

新電力の導入など経費節減に向けた検証を行い、積算すること。なお、千歳市営牧場・育成畜舎の電力契約及び使用実績は別紙4のとおり。

(4) 協定書締結

協定の締結に必要な収入印紙は、指定管理者が負担すること。

第10 備品等の貸与に関する事項

(1) 指定管理者は千歳市の会計事務処理のため、千歳市会計規則第124条及び第125条の規定に準じて備品台帳を備え、毎年度調整すること。

(2) 千歳市の備品台帳は別紙5のとおりであり、備品台帳に掲載されている備品等を全て貸与する。

(3) 千歳市が貸与する備品等は、指定期間中無償で貸与する。

(4) 指定管理者は指定期間中、備品等を常に良好に管理するものとし、故意又は過失により備品等を滅失又は毀損した場合は賠償するものとする。

(5) 備品等が経年劣化等により使用できなくなった場合は、千歳市と協議すること。

(6) 管理運営業務に使用する備品等については、自己の負担により購入又は調達することができる。

(7) 指定期間が満了したときは、千歳市が貸与した備品等については、千歳市又は千歳市が指定する者に引き継ぐ。

また、指定管理者が任意により購入又は調達した備品等については、原則として指定管理者の負担で撤去する。ただし、千歳市と協議により千歳市又は千歳市

が指定する者に引き継ぐことができる。

第 11 立入検査

千歳市は必要に応じて、施設、備品、管理運営に係る各種帳簿等の現地調査を行うことができる。

第 12 法令等の遵守

- (1) 地方自治法
- (2) 千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- (3) 千歳市営牧場条例
- (4) 千歳市営牧場条例施行規則
- (5) 千歳市育成畜舎条例
- (6) 千歳市育成畜舎条例施行規則
- (7) 家畜伝染病予防法
- (8) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
- (9) 千歳市個人情報保護条例
- (10) 千歳市情報公開条例
- (11) その他関係法令、規則等

第 13 指定期間満了後の引継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間終了時又はその他の理由により管理を終了する場合は、新たな指定管理者が行う管理運営業務に支障の生じないように、円滑かつ誠実に引継ぎを行わなければならない。

第 14 その他

指定管理者はこの仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、千歳市と協議し決定すること。

第 15 別添資料

千歳市営牧場の概要

第 16 参考資料

- 別紙 1 千歳市営牧場・育成畜舎管理業務【牛管理】
- 別紙 2 千歳市営牧場・育成畜舎管理業務【牧草地・施設管理等】
- 別紙 3 千歳市営牧場・育成畜舎管理業務【日常業務】
- 別紙 4 電力契約及び使用実績
- 別紙 5 千歳市備品台帳

千歳市営牧場の概要

1 沿革

昭和23年	自作農維持特別措置法より美々地区の土地を国から払い受け
昭和25年	市有地として登記
昭和35年	牧野造成開始
昭和38年	千歳市牧野として開場(220ha)、夏季放牧開始
昭和42年	育成畜舎完成、冬季舎飼開始
平成3年	新牧野移転先草地造成(～平成4年)
平成5年	新牧野建設工事(7月～12月)
平成6年5月	駒里地区へ移転。千歳市営牧場と改称。夏季放牧より共用開始(180ha)、
平成16年11月	堆肥盤設置(屋根掛け・尿溜完成)、用地拡大(220ha)
平成18年4月	千歳市営牧場・育成畜舎の運営管理を指定管理者制度へ移行

2 自然概況等

千歳市の気候は、日本海と太平洋の影響を受ける分岐点に位置するため、冬は北寄りの季節風により雪の量は少ないが寒さは厳しく、夏は南寄りの風による海霧の影響を受けやすいが、日中は消散することが多く、春・秋は晴天の日が比較的多くしのぎ易い。

牧場がある駒里地区は千歳市の東側に位置し、北側は陸上自衛隊東千歳駐屯地に、南側はJR石勝線に接している。

地形は平坦で、地質は樽前山系火山礫に50cm～80cm覆われているため、表土は有機質成分に乏しく、肥料分を流失(地下浸透等)しやすいことから火山礫を除去している。

牧場は、線路・公道・河川により大きく9ゾーンに分断されているため、追込柵・家畜乗降施設等により各ゾーンの連携を図り、有効活用している。

3 牧場使用料等

	放 牧	育成畜舎
18ヵ月以上	230円/頭/日	310円/頭/日
18ヵ月未満	150円/頭/日	250円/頭/日
受入期間	5/15～10/15	10/16～5/14
日数合計	154日	211日

4 受入頭数について

(1) 受入限度頭数

	放 牧	育成畜舎
1日当たりの受入限度頭数	330頭/日	160頭/日

ただし、市長が当該頭数の変更を認める場合はこの限りではない。

(2) 受入頭数実績

	放 牧	育成畜舎	利用戸数
平成24年度	363頭	235頭	23戸
平成25年度	370頭	240頭	22戸
平成26年度	428頭	300頭	23戸

5 千歳市営牧場利用者協議会について

千歳市営牧場利用者が相互に緊密な連携をとり、牧場の効率的な利用を図ることを目的として設置している。

活動内容は、協議会として牧場管理業務を支援するとともに、利用者間の情報交換や意見・要望等を共有する場として、牧場の有効活用及び利用者の利便性向上などに寄与している。

(1) 目 的

牧場管理業務に関する支援など

(2) 事業内容

石狩地区農業共済組合南部家畜診療センター、石狩家畜保健衛生所及び酪農学園大学の指導・協力を得て、人工授精促進に係る諸対策、各種疾病予防調査及び防疫並びに放牧期間中の体重・体高測定などを実施している。

協議会総会を毎年度1回以上開催。

(3) 会 員

千歳市営牧場・育成畜舎利用者

(4) 入会金

戸数割 = 1,000円

頭数割 = 夏季200円、冬季100円

(5) 事務局

千歳市産業振興部農業振興課

千歳市営牧場・育成畜舎管理業務【牛管理】

月	作業内容
1月	・育成畜舎牛の飼養管理
2月	・育成畜舎牛の飼養管理
3月	・育成畜舎牛の飼養管理 ・次年度入牧牛・退舎牛の調査・確定
4月	・育成畜舎牛の飼養管理 ・入牧予定牛のワクチン注射・血液検査
5月	・育成畜舎牛の飼養管理 ・入牧牛の受入準備を実施（畜舎の清掃、消毒含む） ・牛の入牧（5月15日前後） ・入牧牛の牧場衛生検査の実施 5月から9月の期間で月1回程度、年4回以上実施する。
6月	・牧場衛生検査の実施
7月	・牧場衛生検査の実施
8月	・中間入牧（8月8日～12日） ・牧場衛生検査の実施
9月	・牧場衛生検査の実施 ・退牧牛の調査
10月	・育成畜舎の受入準備の実施（畜舎の清掃、消毒含む）等
11月	・育成畜舎牛の飼養管理
12月	・育成畜舎牛の飼養管理
通年	・定期検診（妊娠鑑定・繁殖検査）の実施

千歳市営牧場・育成畜舎管理業務【牧草地・施設管理等】

牧 草	更 新	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥搬入 4月、10月 ・堆肥散布・耕起・整地 5月 ・施肥、播種、鎮圧 5月 <p style="text-align: center;">作付面積 約20ha</p>
	ロール サイレージ	<ul style="list-style-type: none"> ・刈取・乾草調整・搬入・収納 <li style="padding-left: 20px;">1番刈り(乾草が主) 6月、7月 <li style="padding-left: 20px;">2番刈り(ラップが主) 8月、9月 ・追肥 5月から9月
飼料畑 (デントコーン)	<ul style="list-style-type: none"> ・堆肥搬入 4月 ・堆肥散布・耕起・整地 5月 ・施肥、播種、覆土 5月 ・除草剤散布 6月 ・刈取、運搬、調整 10月 <p style="text-align: center;">作付面積 約20ha</p>	
施設管理	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕業務(随時実施) <li style="padding-left: 20px;">牧柵補修、施設修繕、農業機械等補修、道路補修 等 ・牛舎及びパドックの清掃作業 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫のための消毒作業など必要に応じて随時行う業務 等 	

千歳市営牧場・育成畜舎管理業務【日常業務】

時 間	業 務 内 容	
08:30	連絡調整	業務の打合せ
09:00	場内巡視	頭数、隔障物の確認 疾病牛及び発情牛の発見、捕獲 給餌 獣医師等への連絡 病畜舎作業
10:30		人工授精
12:00	牧場作業	草地管理（肥料散布、掃除刈りなど） 牧区移動、脱柵牛の移動、隔障物の補修
	昼 休	
13:00	牧場作業	午前中に続き、牧場作業を実施
15:00	場内巡視	頭数、隔障物の確認 疾病牛及び発情牛の発見、捕獲 給餌 獣医師等への連絡 病畜舎作業
16:30		連絡調整
17:00		

業務内容は主たるものであり、時間は目安です。

電力契約及び使用実績

1 概要

- (1) 需要場所 千歳市駒里 1032 番地の 1 ほか
- (2) 業種及び用途 千歳市営牧場・育成畜舎
- (3) 電力供給者 北海道電力(株)

2 仕様

- (1) 契約種別
低圧：従量電灯 B 2 契約、低圧電力 4 契約
- (2) 契約電力及び年間使用電力量実績
別紙「予定使用電力量」のとおり。

別紙「予定使用電力量」

No.	需要場所	契約種別	契約電力	月別使用電力量												合計
				H27.1	H27.2	H27.3	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12	
1	千歳市営牧場・育成畜舎 避陰舎1	低圧電力	0.5kw	0	0	0	0	14	40	64	73	66	38	0	0	295
2	千歳市営牧場・育成畜舎 避陰舎2	低圧電力	0.5kw	0	0	0	0	0	96	0	167	80	80	38	0	461
3	千歳市営牧場・育成畜舎 避陰舎3	低圧電力	0.5kw	0	0	0	0	0	0	0	10	113	73	0	0	196
4	千歳市営牧場・育成畜舎 格納庫	低圧電力	19kw	207	140	118	137	73	11	12	19	15	59	18	72	881
5	千歳市営牧場・育成畜舎 格納庫	従量電灯B	60A	1,325	1,139	868	724	295	219	221	259	227	256	448	853	6,834
6	千歳市営牧場・育成畜舎 共進会場	従量電灯B	10A	308	270	239	185	1	0	0	0	0	0	144	242	1,389

千歳市備品台帳

		NO 1
品 目	規 格	数量
事務用机	三基 スチール	2
ミーティングテーブル	ウチダ 45M型	2 2
テーブル	カリモクTC4010JK	1
事務用椅子	イトーキ 肘付き	2
3人掛けソファ	ハンター・レザー(合皮)ブラウン	2
保管庫	ウチダ 両開き書庫	1
ファイリングキャビネット	A4 4段	1
ファイリングキャビネット	A4 3段	4
放送機器(ナショナル)	ナショナルアンプ 1	一式
	トランペットスピーカー 2	
	マイクロホン 2	
	マイクスタンド 1	
	ワイヤレスチューナー 1	
FF式石油暖房機	サンデン ゼータスFF-70SG-S	1
牛馬側尺計	パロマ 3000KF	1

品目	規格	数量
ダンプトラック	日野 レンジャー2.5トン	1
ダンプトラック	日野 KC-FT1JHBA2.3トン	1
家畜運搬トラック	トヨタ ワイドキャブ低床・架装2トン	1
トラクター	クボタ MR97QMAVUR2	1
トラクター	クボタ M10570-DT	1
トラクター	フォード 8240SLE	1
トラクター	ニューホランド TM-130	1
トラクター	マッセーファーガソン MF5445-4CD4T3	1
タウンエース	トヨタ AT車 1500CC 4WD	1
ホイールローダー	キャタピラー 936	1
パワーショベル	三菱 E120型 IMF09483	1
バキュームカー	スター農機 TVC8800	1
バキュームカー	タカキタ S143 3000I	1
草架	角型	8
ディスクハロー	スター農機 MTH-202B	1
ツースハロー	スター農機 MTH-303A	1
ブロードキャスター	PS605	2
サイロアンローダー	パッツ 98C-400	1
ローラー	東洋ケンブリッチ TKP2.4m	1
スーパーハロー	松山 SH2700	1
マニアスプレッター	スター農機 TMS7550	1
ラッピングマシーン	スター農機 MWM1530	1
フォレージブローワ	スドー農機 SFP70AW	1
ロックロップアタッチメント	ARC2820	1
フォレージハーベスタ	スター農機 MFH2800 2条刈り	1
スチールブラウ	GSB22x2	1
リバーシブルブラウ	道央農機 XRK18-22x3R	1
ディスクモアー	スター農機 6連24m MDM2430	1
ジェットシーダー	JS4124 4条	1
ベールシュレッダー	ティーグルトマホーク 6060型	1
ブームスプレーヤ	共立 BSM1102-EV	1
モアコンディショナー	KUHN FC3560TCD	1
ロータリーレーキ	KUHN GA7301	1
ジャイロテッド	KUHN GF8501T/TO	1
ジャイロレーキ	スター農機 MRG3720	1
ジャイロテッド	スター農機 MGT7410	1
カッティングロールベラー	ニューホランド BR750ERC	1
消毒機	有光工業 CRS-530MK2	1
高圧洗浄機	岡常歯車製作所 TR-30R	1
走行自走芝刈り機	E847E	1
牛衝機		2
移動柵	タイヤ付	1
移動柵	タイヤなし	11
ディスクハロー	東洋農機 THO2028N	1
フォレージハーベスタ	スター農機 MFH4000RC	1

印は、任意保険の加入が必要な車両